

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年9月2日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年1月13日から同年2月13日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年1月13日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパーセンタートライアル宇部中央店
所在地 宇部市中央三丁目1960の3

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。